

社会福祉法人音更晩成園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人音更晩成園（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）の他評議員及び法人が委嘱した各種委員会の委員の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員、評議員及び各種委員が理事会、評議員会に出席したとき及び各種委員が委員会に出席したときもしくはその職務を遂行したときは、つぎのとおり報酬を支給する

(1) 理事会、評議員会及び委員会等に出席した場合の報酬

1日につき 7,000円

(2) 監査を実施した場合の報酬

1日につき 7,000円

(3) 交通費（車賃） 私有車 1kmにつき 30円

2 役員、評議員及び各種委員が、その職務を遂行するため出張したときは、この規程にかかわらず、旅費規程の定めるところにより、費用弁償として旅費を支弁する。

(適用除外)

第3条 当法人の職員である役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。